

ドローン安全推進協議会 フォーラム開催

ドローンとの共生見据えた危機管理提唱

一般社団法人ドローン安全推進協議会は9月28日、フォーラム「『ドローンとの共生する社会に向けた安全・危機管理』(第2回)」を砂防会館(東京都千代田区)で開催した。ドローンの国内での運用全般を対象に、その安全・危機管理について広く意見交換を行うことを目的としたもので、当日は、調査報告として同協議会事務局長の川口禎光氏が、基調講演としてクリフトン合同会社の板倉貴治氏がそれぞれドローンの現状とその課題について講演した。当日は警備業界、消防防災業界、シンクタンク、ドローンメーカー等幅広い業種から約70人が参加した。



川口氏



板倉氏

調査報告「国内外のドローンの開発・運用状況とその課題点について」と題して講演した川口氏

は、ドローンの技術開発のポイントを①動力②ペイロード(最大積載量)③飛行形態―だと語り、

ドローンは大型化しており、動力については電動モーターとエンジンのハイブリッド、飛行形態に

領域としては、物流配送、農業、消防、災害時、警備を挙げ、それぞれの活用における可能性

を示した。ドローンの活用

会社のデータベース全体が感染する可能性もある。同氏は、こうした事態に備えるためにも、オ

ペレーター(操縦者)、サービスマン、管理者、補助者、それぞれに徹底した危機管理知識を身に付ける必要がある、との考えを示した。

最後に、ドローン運営における課題として①サイバーセキュリティ問題への対処②ドローン危機管理担当者の配置の重要性③法律の改正の必要性を挙げ、「企業はドローン危機管理担当者を配置するべきであり、また、法律については既存の法律の援用には限界があるため、『ドローン統

義務化と課題について」をテーマに講演した。6月20日に施行された無人航空機の登録制度では、100g以上の機体について、オンラインまたは郵送で型式等の機体情報と所有者・使用者情報を国土交通省に届け出ることが求められている。ただし同氏は、登録が義務付けられているとはいえ、あくまで書面での確認であり、安全上問題がある場合は登録を拒否する必要があるが、書面だけの確認でどのように安全上の問題を判断するのかといった点には疑問が残ると指摘した。

また、ドローンの落下リスクをどう回避するか。日本は高度制限150mからドローンが自由落下した場合、時速195km/h、落下時間5・5秒でドローンが落下する」と説明。安全性の確保については、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会では、認証制度などの機体の安全性確保制度や操縦者・運行管理者の技能確保制度、複数のドローンの運行管理制度、機体・所有者情報等の登録制度、被害者救済のあり方等を含む制度設計の基本方針を検討していることを紹介し、安全性確保には①物理的な観点・飛行・運行に関する規制②技術的な観点・機体の安全性の確保(機体の登録制度)③人的な観点・操縦者の教育・訓練(免許制度)―があるとした。

さらに、EU、英国、香港では賠償責任保険への加入が義務付けられていることを紹介し、賠償事故における被害者救済を万全にするためには、日本でも、損保業界として実情に合う保険を販売する必要があると強調。商品の開発にあたっては、操縦ライセンス制度と連動した3年の保険期間や、対人対物共通の責任限度額設定、警察の事故現場立ち合いの義務化を実現してほしいと訴えた。

実態に即した法整備求める

については、固定翼と回転翼のハイブリッドの方向に進んでいるとの見方を示した。ドローンの活用

ドローンに関するサイバーセキュリティ問題は軽視できるものではなく、例えば、ドローンがウイルスに感染すると、

ドローンに関するサイバーセキュリティ問題は軽視できるものではなく、例えば、ドローンがウイルスに感染すると、

ドローンに関するサイバーセキュリティ問題は軽視できるものではなく、例えば、ドローンがウイルスに感染すると、

ドローンに関するサイバーセキュリティ問題は軽視できるものではなく、例えば、ドローンがウイルスに感染すると、

ドローンに関するサイバーセキュリティ問題は軽視できるものではなく、例えば、ドローンがウイルスに感染すると、

ドローンに関するサイバーセキュリティ問題は軽視できるものではなく、例えば、ドローンがウイルスに感染すると、

ドローンに関するサイバーセキュリティ問題は軽視できるものではなく、例えば、ドローンがウイルスに感染すると、